

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年5月23日(2024.5.23)

【国際公開番号】WO2023/032790

【出願番号】特願2023-545499(P2023-545499)

【国際特許分類】

C 0 9 J 7/38(2018.01)

C 0 9 J 133/14(2006.01)

C 0 9 J 11/06(2006.01)

C 0 9 J 4/02(2006.01)

B 3 2 B 27/00(2006.01)

B 3 2 B 27/30(2006.01)

10

【F I】

C 0 9 J 7/38

C 0 9 J 133/14

C 0 9 J 11/06

C 0 9 J 4/02

B 3 2 B 27/00 M

B 3 2 B 27/30 A

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月8日(2023.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

アクリル系重合体(A)を含有する粘着剤組成物[I]から形成される粘着シートであって、

前記アクリル系重合体(A)が、(式1)で示される化合物(a1)由来の構造部位及び水酸基含有(メタ)アクリレート(a2)由来の構造部位を含み、

前記粘着シートの-40における貯蔵剪断弾性率(G')が1200kPa以下である、粘着シート。

(式1) $\text{CH}_2 = \text{CH}(\text{R}_1) - \text{COO}(\text{R}_2)$

(式中、R₁は水素原子又はメチル基を表し、R₂は炭素原子数5~20の直鎖又は分岐状のアルキル基を表す。)

【請求項2】

40

前記粘着剤組成物[I]が、単官能(メタ)アクリレート(B)を含有する、請求項1記載の粘着シート。

【請求項3】

前記アクリル系重合体(A)の重量平均分子量が60万~150万である、請求項1記載の粘着シート。

【請求項4】

前記単官能(メタ)アクリレート(B)がグリコール骨格を有する請求項2記載の粘着シート。

【請求項5】

前記単官能(メタ)アクリレート(B)が、ウレタン(メタ)アクリレートである、請

50

求項 2 記載の粘着シート。

【請求項 6】

前記単官能(メタ)アクリレート(B)の含有量が、アクリル系重合体(A)100重量部に対して0.1~45重量部である、請求項2記載の粘着シート。

【請求項 7】

前記粘着剤組成物[I]が、光重合開始剤(C)を含有する、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

【請求項 8】

n-オクチル(メタ)アクリレートを含む、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

10

【請求項 9】

前記粘着シートのバイオマス度が40%以上である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

【請求項 10】

-40における貯蔵剪断弾性率 $G'(-40)$ が1000kPa以下である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

【請求項 11】

60における貯蔵剪断弾性率 $G'(60)$ が1kPa以上100kPa以下である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

【請求項 12】

-20における貯蔵剪断弾性率 $G'(-20)$ に対する、-40における貯蔵剪断弾性率 $G'(-40)$ の比($G'(-40)/G'(-20)$)が、1.5以下である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

20

【請求項 13】

60における貯蔵剪断弾性率 $G'(60)$ に対する、-40における貯蔵剪断弾性率 $G'(-40)$ の比($G'(-40)/G'(60)$)が、200以下である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

【請求項 14】

動的粘弾性測定により得られる損失正接($\tan \delta$)の極大値で定義されるガラス転移温度(T_g)が-35以下である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

30

【請求項 15】

粘着シートに対して、25で厚みの7倍に相当するせん断歪みを加えて10分間維持した後、応力を除いた10分後の残留歪み値より算出される復元率が75%以上である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

【請求項 16】

前記復元率が80%以上である、請求項15に記載の粘着シート。

【請求項 17】

前記粘着シートのゲル分率が30~95重量%である、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

【請求項 18】

フレキシブル画像表示装置構成部材の貼合に用いる、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シート。

40

【請求項 19】

請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シートの少なくとも片面に、ASTM D882に準拠して測定される25の引張強度が10~900MPaである部材シートを備える、積層シート。

【請求項 20】

ASTM D882に準拠して測定される25の引張強度が10~900MPaである部材シートの少なくとも片面に、請求項1~6のいずれか一項に記載の粘着シートを備える、積層シート。

50

【請求項 2 1】

前記部材シートが、ポリエステル樹脂、シクロオレフィン樹脂、トリアセチルセルロース樹脂、ポリメチルメタクリレート樹脂、エポキシ樹脂、ポリイミド樹脂、アラミド樹脂、及びポリウレタン樹脂からなる群から選択される少なくとも 1 種の樹脂を主成分として含む樹脂シート、又はガラスである、請求項 1 9 記載の積層シート。

【請求項 2 2】

請求項 1 9 記載の積層シートを備える、フレキシブル画像表示装置。

10

20

30

40

50